



けやき通信

44号

ごあいさつ

「熱中症にご注意」

8月に入り夏本番ですね。熱中症で病院に搬送されたというニュースも珍しくない状況が続いていますが、くれぐれも熱中症には気を付けてお過ごしください。

さて、実はですね、私・吉川は暑さにはめっぽう強い方で、しかし寒さにはからっきし弱く、そのような私はなぜかクーラー直撃の席に導かれるように座ることが多ため、よく「寒い寒い」と言っています。

また、事務所にいるときも、ずっとクーラーを付けていると体が冷えてきますので業務時間終了後にシャッターを下ろして事務所内で事務作業しているときはクーラーを切っていることが多いです。ただ、よくニュースで「室内でも熱中症になるから気を付けてください。」と言ってますので、他人事と思わず気を付けなければと思う、今日この頃です。

今月のテーマ

「遺言の活用～お子さんのいないご夫婦編～」



1. 遺言の活用について

先月号から始めた遺言編ですが、今月号から「こういうケースは遺言を作つておいた方が良いよ。」ということを中心に説明をしていきます。

今回のテーマは、「お子さんのいないご夫婦」です。

①相続人が多くなる傾向がある。

②相続人間の関係性が希薄化傾向にある。

①相続人が多くなる傾向がある点について

これは単純に、世代が上の方は兄弟姉妹が多いということです。また、代襲相続が生じることで、更に多くなる可能性があります。

②相続人間の関係性が希薄化傾向にある点について

これも単純に、兄弟姉妹が多ければ親子ほど年が離れていることも珍しくなく、どうしても相続人同士の関係性が希薄化傾向になります。特に、代襲相続が生じることでその傾向に拍車がかかります。

6. 遺言を作る必要性

以上のとおり、相続人が多く、またその関係性も希薄であれば、相続人全員から印鑑をもらうのが大変なことは想像できるかと思います。

しかし、遺言があれば、相続人全員から印鑑をもらうことなく、遺言書に記載のとおりの財産承継ができます。

このことが、お子さんのいないご夫婦が遺言を作成する最大のメリットであり、かつ必要性といえます。

7. 遺留分について

「遺言」と聞くと「遺留分は？」と心配される方も多いと思います。でも、ご安心ください。遺留分は、第三順位の相続人である兄弟姉妹（代襲相続の場合も含む）にはありません。

つまり、遺言があり、その遺言が有効である限り、遺言者の財産承継に対する意思が全て達成できることになります。

このように、お子さんのいないご夫婦にとって、遺言は財産承継についての心強い味方といえます。

3. 相続人を決めるルール

相続人は、次のルールにより決まります。

- ①配偶者は、常に相続人となる。
- ②子は、第一順位の相続人となる。
- ③第一順位の相続人がいない場合、父・母など直系尊属が第二順位の相続人となる。
- ④第一順位・第二順位の相続人がいない場合、被相続人の兄弟姉妹が第三順位の相続人となる。

上記のルールより、配偶者から見て義理の兄弟姉妹も相続人となることになります。

4. 既に兄弟姉妹が亡くなっていたら・・・

また、既に兄弟姉妹が亡くなっていたら、兄弟姉妹の子、つまり被相続人の「甥・姪」が相続人となります。これを「代襲相続」といいます。

5. 問題の所在

では、次に「どのようなことが問題となるか？」について確認しますが、問題点は2つあると考えています。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時
(事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。)



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

吉川事務所 豊明市

(当事務所HP)

